

欧州特許庁審判部、CRISPRゲノム編集技術に関する事件
(優先権の主張の有効性に関するもの) における決定を公表

2020年1月21日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁 (EPO) の審判部は、2020年1月17日、CRISPRゲノム編集技術に関連する欧州特許 EP 2771468 についての事件 T 844/18 (優先権の主張の有効性に関するもの) において、EPO の異議部に対する特許権者の審判請求を却下し、当該欧州特許の取消を確認した旨、また、審判部は拡大審判部に質問を付託しなかった旨、ウェブサイトにて公表した。

本ウェブサイトによれば、異議部は、当該欧州特許について、当該欧州特許の派生元である後続の PCT 出願よりも多くの出願人を指定する米国の仮出願に基づく優先権の主張に関して、除外された出願人が当該 PCT 出願の出願人に権利を移転しなかったため当該優先権の主張を認めない (優先権の主張は無効であると認められる) という理由で、中間先行技術を考慮して、新規性の欠如により当該欧州特許を取り消していた、としている。

審判部の当該決定の理由はやがて書面で出される、としている。

— EPO のウェブサイトは、以下参照 —

[Decision in case T 844/18 on the CRISPR gene editing technology](#)

(以上)